

豊川市WEBページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱(平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、豊川市が管理するWEBページ(以下「市WEBページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市WEBページに掲載する広告はバナー広告(市WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。以下「広告」という。)とし、広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、連続する掲載期間は、最大12月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載を所管する部等の長(要綱第2条第3項に規定する部等の長をいう。以下「所管部長」という。)が定める。

3 広告掲載期間において、市の都合により市WEBページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)に相当する期間、掲載期間を延長する。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 上下60ピクセル 左右150ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画

(3) データ容量 100KB以下

(4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。

2 次の表記は使用しないこととする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)

(5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を市WEBページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市WEBページへの広告掲載を希望する者は、豊川市WEBページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱及び豊川市広告審査基準により審査を行い、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(4) 第4順位

掲載希望月数の多いもの

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、豊川市WEBページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、所管部長が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には、法人名、又は店舗名が明記されているものとする。ただし、通称等により法人名・代表者名等が類推され、責任の所在が明らかであると判断したものについては、この限りではない。

4 リンクするWEBページには、法人格、法人名、所在地、連絡先がそれぞれ明記されているものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、豊川市WEBページ広告申込内容変更届(様式第3号)により、変更を希望する日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、豊川市WEBページ広告掲載申込書又は、添付書類の記載内容に変更があったとき。
- (5) 第4条第2項の規定により定められた広告掲載期間を12月を超えない範囲において延長するとき。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。
- (4) 広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、市WEBページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、豊川市WEBページ広告掲載取消等通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市WEBページ広告掲載取り下げ届(様式第5号)により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市WEBページ広告掲載料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、市WEBページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市WEBページ広告取扱要領の規定に基づいて作成されている豊川市WEBページ広告掲載申込書その他の用紙は、改正後の豊川市WEBページ広告取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。